

平成 30 年度 滋賀県協働プラットフォーム等の運営に係る Q&A

Q 1 : 協働プラットフォームで取り扱うテーマはどのようなものか？

A : 本県が抱える課題解決等のために、県が他の主体と協働（※1）で行うことによって相乗効果を上げることができると思われるテーマを想定しています。

※1 NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立（自律）した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組

（出典：滋賀県基本構想）

Q 2 : 協働プラットフォームで取り扱わないテーマはどのようなものか？

A : 次のテーマについては、協働プラットフォームでは取り扱いません。

- ・政策の企画立案や公権力の行使など、県が直接実施する必要があるもの
- ・単なる要望や陳情、苦情その他これらに類するもの
- ・営利を主たる目的としたもの

Q 3 : 例えば企業から「体育館を建てたい」等の提案があった場合、協働プラットフォームのテーマとなり得るのか。

A : 協働プラットフォームで扱う協働事業（※2）は主にソフト事業を想定しています。提案内容にもよりますが、例えば、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）や PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）に係る提案については、担当部局につながることとなります。

※2 協働の構成員として県が含まれる協働事業を想定しており、協働プラットフォームの対話・協議を経て、協働提案制度に移行することとなる。

ただし、協働プラットフォームでの対話・協議の結果によっては、県が構成員とならなかったり、協働提案制度に移行しないこともあり得る。

Q4：協働プラットフォームの開催頻度、開催時間、1つのテーマ当たりの開催回数は？

A： 次のとおりです。

開催頻度

1回/1か月(必要に応じて月に複数回実施することもあります。Q15参照)

1回当たりの開催時間

約2時間/1回

1つのテーマ当たりの開催回数

原則1回。ただし、県との協働が可能と思われる事業で継続して対話・協議が必要なテーマについては、複数回開催します。

Q5 「協働プラットフォームの設置」について県民への周知の方法は？

A： 協働プラットフォームの設置についての広報は、

- ・「協働ネットしが」HP (<https://www.kyodoshiga.jp/>) での掲載
- ・資料提供
- ・しらがメールによる周知

を予定しています。

なお、「協働プラットフォーム」の設置については、「協働提案制度」の創設と併せ、広報誌平成29年「滋賀プラスワン」5・6月にて広報しています。

平成29年【「滋賀プラスワン」5・6月】

Q 6 : 協働プラットフォームの参加者は？

A : 次のとおりです。

- ・ テーマの提案者
- ・ 提案者が提案段階で参加を予定しているメンバー
- ・ 各協議テーマに関係する県関係所属職員
- ・ コーディネーター（課題解決に向けた合意形成のため、中立的な立場で出席者の発言を引き出すとともに、発言内容の集約・整理を行う。）

合計：10名程度

併せて、テーマに興味のある県民、NPO 関係者、企業関係者等に対し、参加者を 10 名程度募集します。

したがって、協働プラットフォームの参加人数は 20 名程度を予定しています。

Q 7 : 協働プラットフォームの参加者のうち「テーマに興味のある県民、NPO 等の多様な主体」についてはどのように募集するのか？また、意見を述べることはできるのか？

A : 協働プラットフォーム開催の原則 2 週間前には資料提供、しらがメール、県政 e しんぶんや協働ネットしが等で広く広報し、参加者を募集します。参加を希望される方には原則 3 日前までに事務局まで参加希望書を提出いただく予定です。

なお、募集により参加いただいた方も意見を述べることを可能とします。

Q 8 : 協働プラットフォームへの参加希望者が多数となった場合はどうするのか？

A : 会場の都合上、定員を設ける予定をしています。参加には事前申込みを必要としますので、定員を大幅に超えた場合は、先着順等によりあらかじめ参加者を決定する予定です。

Q 9 : 民間企業等から提案されたテーマの場合、協働プラットフォームへの参加者はどのように調整するのか。例えば、同業種の企業が複数ある場合の調整方法は？

A : 提案者と県の関係部局が調整の上、協働プラットフォームへの参加予定団体を決めることとなりますが、合理的な理由がない限り、参加者を限定する予定はありません。

なお、手続きの公平性、透明性を確保するため、協働提案制度による協働事業の内容および県との協働相手は公募することとし、県担当課による審査を踏まえ決定することとしており、協働プラットフォームの参加者がそのまま県との協働の相手となるとは限りません。

Q10：協働プラットフォームへの参加条件を設けない理由は？誰でも参加できるとなると、協働プラットフォーム開催の趣旨とは合わない意見を述べる方の参加も予想される。その場合、まとまる議論もまとまらないおそれがあるのではないか？

A： 協働プラットフォーム設置の趣旨から参加条件は設けない予定です。ただし、参加する際には、参加希望書に参加を希望する理由等を記載してもらうとともに、次のルールを遵守していただくことを条件とする予定です。

- ・協議を行うテーマについて、課題の抽出を意識して発言すること。
- ・協議を行うテーマについて、目的の共有化を意識して発言すること。
- ・発言された意見は必ず聞くこと。
- ・紋切り型の批判や要求はしないこと。
- ・お互いの立場を理解すること。
- ・決め付けはしないこと。

以上の参加条件等を設けること、またコーディネーターを設置することによりスムーズに協議が行えると考えています。

Q11：協働プラットフォームを公開で行う理由は？

A： 協働については、情報公開のもとに取組を進めることが重要であると考えており、県民をはじめ多様な主体の意見を反映する必要があります。特に協働プラットフォーム設置の目的である「施策形成段階からの協働」の推進のためには、協働事業を構築するプロセス（現状の把握・課題の共有化とそれに続く目的の共有化のプロセス）についても今まで以上に多様な主体との共有化を図る必要があると考えられることから、開催は原則として公開する予定です。

併せて、対話・協議の結果については、協働プラットフォームの議事要旨を「協働ネットしが」HP (<https://www.kyodoshiga.jp/>) で公表する予定です。

Q12：協働プラットフォームは、どこに目標において開催するのか？また、何をもって終了とするのか？

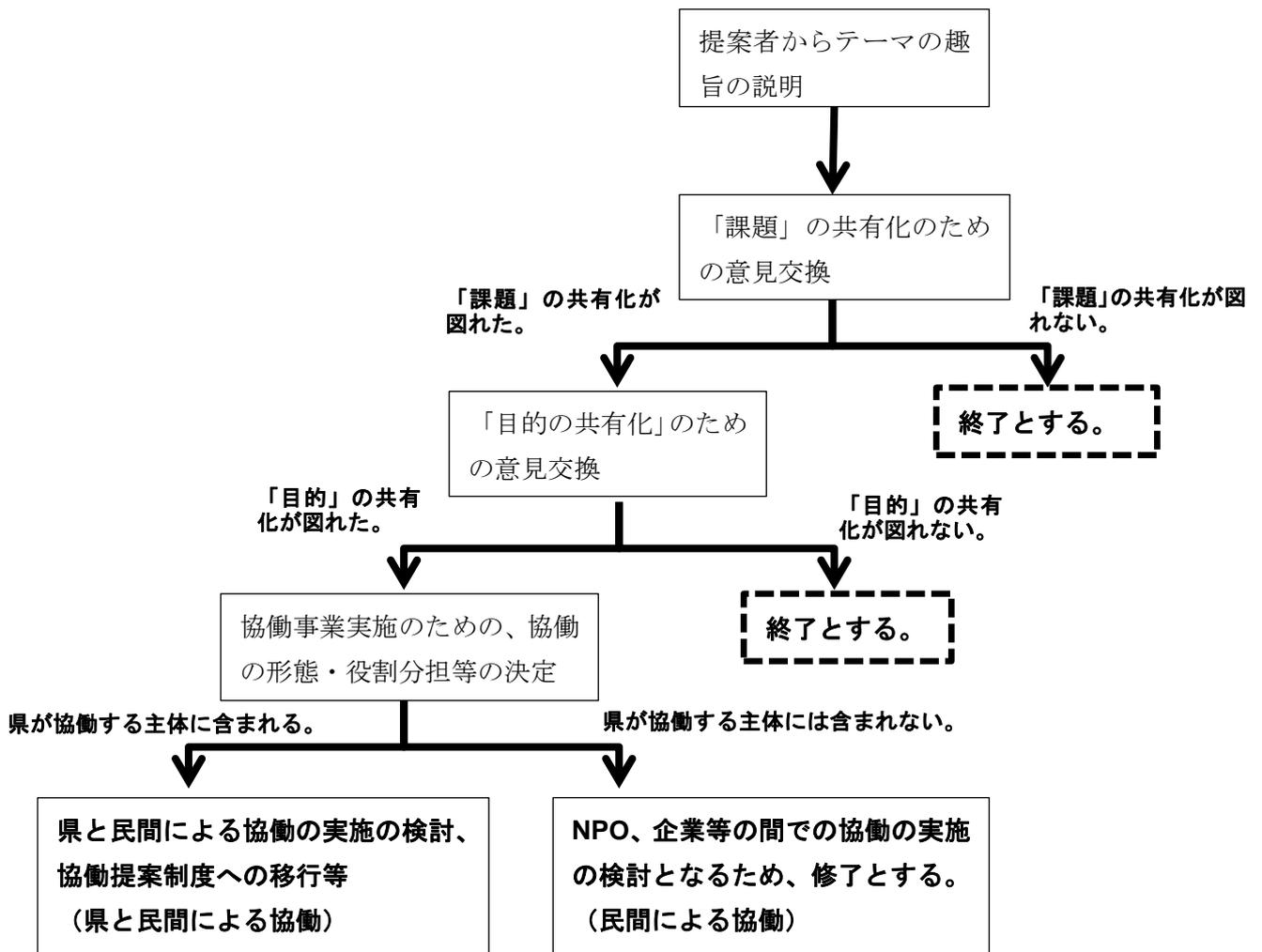
A： 協働プラットフォームでは、選定されたテーマについて、多様な主体間で「現状の把握」と「課題の共有化」を図り、その後「目的の共有化」を図りながら、新たな協働の創出等を行うことを開催目標としています。

例えば、テーマが「増加する空き家の対策について」であった場合、まず「空き家が増加している」現状を共通認識とし、その上で「空き家を減少させる必要がある」ことを課題として共有化します。その後、目指すべき姿として、「空き家等を活用した移住促進による活力ある集落の維持」を目的として共有化します。

併せて、協働事業について、

- ・ 協働の形態（委託 or 補助 or 事業協力）
- ・ 多様な主体間の役割分担
- ・ 目指すべき目標

等を決定します。具体的なフローは、以下のとおりです。



Q13：協働プラットフォームへのテーマの提案者に対するフィードバックの方法は？

A： フィードバックの方法は、次のとおりです。

- ・提案されたテーマが協働プラットフォームのテーマとして採用されなかった場合には、県民活動生活課および担当課が提案者に対して、その経緯を説明します。
- ・提案されたテーマが協働プラットフォームのテーマとして採用された場合は、協働プラットフォームは原則公開で進め、協議結果については、協働プラットフォームの議事要旨を「協働ネットしが」HPにて公表する予定です。
- ・協働プラットフォームで対話・協議されたテーマのうち、協働提案制度に移行し、事業化されたものについては、様々な視点からの評価を行い、その結果を県民に公表していく予定です。

Q14：テーマを提案した県各部署の協働プラットフォームでの役割は？

A： 協働プラットフォームでの県各部署の役割は、主に次の3つです。

- ・想定される協働相手との調整および協働プラットフォームへの参加呼びかけ
- ・協働プラットフォームでのテーマの趣旨説明
- ・協働プラットフォーム開催に向けた事務局との調整

なお、会場の手配やコーディネーターの手配、開催後の協働プラットフォームの議事要旨の作成等は事務局で行います。

Q15：年12回の協働プラットフォームでは扱えない数のテーマが提案された場合、どのように調整するのか？

A： 県が他の主体と協働で行うことによって相乗効果を上げることができると思われるテーマはすべて協働プラットフォームで取り上げたいとは考えていますが、テーマの提案数が多い場合は、緊急性の高いテーマから取り上げることとなります。

なお、テーマの取扱いについては、県各部署から提案されたテーマについては、事務局と担当課との間で、NPO等からの提案されたテーマについては事務局とNPO等との間で調整を行う予定です。

また、予算の都合上、コーディネーターを設置する協働プラットフォームの開催は、年間12回を予定しております。